

政策会議議事概要

【政策会議】

日 時：令和5年4月24日（月）09時30分～10時13分

場 所：6階第2特別会議室

出席者：18名

玉城知事、照屋副知事、池田副知事、島袋政策調整監、
知事公室長、総務部長、企画部長、環境部長、子ども生活福祉部長、
保健医療部長、農林水産部長、商工労働部長、文化観光スポーツ部長、
土木建築部長、教育長、病院事業局長、企業局長、県警本部長

報告事項

- 1 北朝鮮の人工衛星と称するミサイル関係について（知事公室）
→知事公室長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 2 地域外交室の令和5年度の取組について（知事公室）
→知事公室長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 3 令和4年度公共事業等施行状況（3月末）（総務部）
→総務部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 4 内部統制に係る取組の徹底等について（総務部）
→総務部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 5 委託業務の契約手続き（繰越手続き）の不備について（土木建築部）
→土木建築部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 6 新型コロナ対応地方創生臨時交付金の追加配分について（企画部）
→企画部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 7 電気料金の値上げへの対応等について（商工労働部）
→商工労働部長より配布資料に基づいて説明が行われた。

知事等発言

- ・ 内部統制に係る取組の徹底等について、人事異動で課長が変わっている課は各部長から再度、事務処理の点検を確認するよう指示していただきたい。
また、土木建築部以外についても研修を行うなど、全庁的に対策に取り組んでいただきたい。（池田副知事）
- ・ 内部統制に係る取組の徹底等について、各部局においてミス無くするためにはどうすればいいのか、信頼を構築するために普段から取り組んでいただきたい。（知事）
- ・ 新型コロナ対応地方創生臨時交付金の追加配分については、適切に執行できるように各部局で点検作業を密に行っていただきたい。（知事）

以 上

意見交換事項等

所管部局：知事公室

件名	北朝鮮の人工衛星と称するミサイル関係について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <p>4月19日(水) 北朝鮮は、軍事偵察衛星1号機が完成したこと、及び同衛星を計画された期間内に発射できるように、最終準備を早期に終え、今後、連続的に数個の偵察衛星を多角配置して偵察情報収集能力を堅固に構築させようとする金正恩國務委員長の指示が発出された旨発表。</p> <p>4月22日(土) 12:45電話(13:23メール) 防衛省から、上記発表を踏まえ、弾道ミサイル等に対する破壊措置を命じる可能性があるため、航空総隊司令官に対し、沖縄県の地区へPAC-3部隊を展開させることなど、所要の準備を命ずることとしたとの連絡。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 今回のPAC-3部隊の沖縄県の地区への展開は、北朝鮮が平成21年4月、平成24年4月、同年12月及び平成28年2月の4回、「人工衛星」と称する弾道ミサイルを予告の上で発射し、そのうち3回は沖縄周辺海域を含む南側に向けて発射されたことを踏まえたものとのこと。○ 沖縄防衛局によると、同年4月24日に自衛隊が県を含む関係自治体に説明するとのこと。 <p>15:00 消防庁から沖縄県へその旨の連絡があった。</p> <p>15:25 県から各市町村へメールにて情報共有すると共に、防災危機管理課において情報収集と庁内及び関係機関への連絡を行うため、<u>24時間体制で職員を配置。</u></p> <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 引き続き、消防庁や内閣官房等からの情報収集に努めるとともに、北朝鮮のミサイル発射に関する情報が発表され次第、危機管理対策本部会議を立ち上げ、万全の体制を講じる。○ また、前回同様、第1回危機管理対策本部会議の開催後、知事メッセージを県民の皆様へ発出することを検討する。

【参考】

- これまで、北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射事案が、平成21年4月、平成24年4月、平成24年12月及び平成28年2月の計4回あり、直近の2回では沖縄県を対象地域としてJアラートが作動した。
- 平成28年の前回事案では、北朝鮮が人工衛星の打ち上げ期間を発表した後、直ちに、沖縄県危機管理指針に基づき、危機管理対策本部を設置し、情報収集や関係機関との調整等の対応にあたった。

【添付資料等】 Jアラートに関するリーフレットを添付

- ・ 内閣官房国民保護ポータルサイト掲載資料（抜粋）
<https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html>
- ・ 【県防災危機管理HP】弾道ミサイルが飛来する可能性があるときの行動について
<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/bosai/kokuminhogo/misairuhinannkoudou.html>



ミサイルが飛んでくるときには
「Jアラート」が知らせてくれるよ!

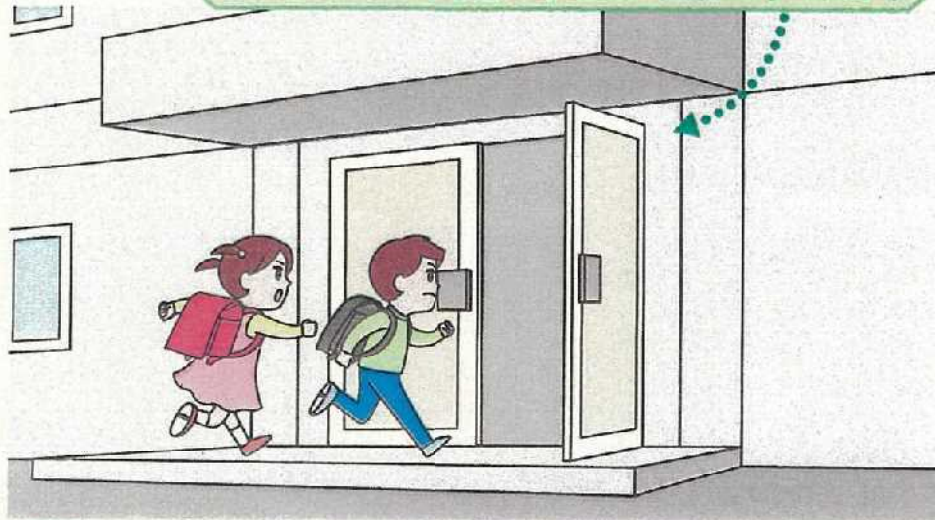
- 外にあるスピーカーなどから、サイレンの音やメッセージが流れる
- 携帯電話やスマートフォンにメールが届く

もしもJアラートが流れたら…



外にいるときには
(学校に行く途中や公園で遊んでいるときなど)

強い風やかけらを避けるために建物の中に入ろう



建物の中にいるときには
(おうちの中や教室など)

窓ガラスが割れて、けがをするかもしれないから窓から離れよう



身を守る姿勢をとろう

すぐに建物の中や地下へ避難できないときには、
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭を守ろう

学校にいるときには、先生のいう
ことをよく聞いて身を守ろう



弾道ミサイル 落下時の行動

国民保護
ポータルサイト



ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、国は「Jアラート」を活用して防災行政無線で特別なサイレン音とメッセージを流すほか、緊急速報メール等による情報提供を行います。

Jアラート



【例】直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

もしメッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中や地下に 避難する。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、 地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、 窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

政府の最新情報は
こちらをチェック



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
[@Kantei_Saigai](https://twitter.com/Kantei_Saigai)

弾道ミサイル攻撃を受けたとき 明暗を分けるのは避難行動

弾道ミサイルが着弾した場合、激しい爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。
爆風や破片などから身を守るため、状況に応じた避難行動をとることが大切です！



※イメージ

屋外にいる場合

爆風や破片などを避ける



近くの建物の中

(できれば頑丈な建物)
または 地下へ

もしも、近くに建物がない場合は



物陰に身を隠す

または
地面に伏せ頭部を守る

屋内にいる場合

爆風で割れた窓ガラスなどを避ける



窓から離れる

または
窓がない部屋へ

よくあるご意見と回答

Q1

Jアラートが流れた後に
避難を始めても手遅れでしょうか？

A. 避難行動にかけられる時間は限られたものですが、それでも、近くの建物の中や地下へ避難する、物陰に身を隠すなど、わずかな時間でもできることはあります。

Q3

地面に伏せる、頭部を守る……。それで、ミサイル攻撃から身を守れるとは思えません

A. 横(水平)方向に広がる爆風や飛散する破片等に対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、避難行動をとらない場合と比べれば被害を軽減できる可能性を高めることができます。

Q2

近所には、丈夫な建物も地下もなく、避難できる場所がありません

A. 横(水平)方向に広がる爆風や飛散する破片等に対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、木造住宅へ避難するだけでも、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性が高まります。

Q4

避難したところで、弾道ミサイルが直撃したら何をやっても無意味では？

A. 弾道ミサイルによる被害の程度は、その威力などによりさまざまであり一概には言えませんが、地下への避難などの適切な避難行動をとることで、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性を高めることができます。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護

検索

内閣官房

2018.4 作成

意見交換事項等

所管部局：知事公室

件名	地域外交室の令和5年度の取組について
内容	<p>【経緯・現状】 令和5年4月に知事公室特命推進課内に置いた地域外交室において、令和5年度は次のとおり取り組むこととしている。</p> <p>1. 令和5年度の業務目標</p> <p>(1) 「沖縄県地域外交基本方針（仮称）」の策定 ※年内を想定 万国津梁会議での委員の意見等も踏まえ、地域外交基本方針のたたき台、素案を作成し、パブリックコメントを経て方針を策定する。</p> <p>(2) 「沖縄型地域外交（仮称）」に関する万国津梁会議の運営 「沖縄型地域外交」に関する万国津梁会議（仮称）を設置し、方針に対する提言等を受ける。</p> <p>(3) 地域外交を推進するための庁内組織体制の構築（推進会議、組織改編等） ア 沖縄県地域外交推進本部（四役、関係部局長）を設置 イ 同推進本部幹事会（関係部局の統括監級）を設置 ウ 同推進本部連絡調整会議（関係課の課長級）を設置 エ 上記の他、関係課から構成するワーキングチーム等を設け随時調整</p> <p>(4) 平和を希求する「沖縄のこころ」の海外向け発信の強化（知事名のメッセージ発信、海外事務所を活用した発信等）</p> <p>2. その他地域外交室が行う業務 上記の業務の他、知事等四役の指示に対応 ＜現時点で指示がある事項＞ (1) 知事等の海外出張に関する関係部局等との調整（優先度、組み合わせ等）</p> <p>3. 地域外交に関連する業務分野（現時点想定） 地域外交に関連すると考えられる業務は、現時点で、「観光」「経済」「環境」「保健・医療」「教育」「文化」「平和」等を想定（以下「関連業務」という。）</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>

4. 留意事項

(1) 従来の関連業務について

令和5年度の地域外交室は職員3名の小規模な体制で上記1及び2の新たな業務を行うこととしている。

また、関連業務に関する組織・定数、予算、行政計画等における所管部局は令和4年度から5年度にかけて変更していないと考えられる。

このため、令和4年度まで県が実施してきた関連業務については、令和5年度も引き続き従来の所管部局において処理することとなる。

この考え方は、外部団体等からの要請、協力依頼等への対応においても同様であり、先方が地域外交室に関連づけて要請等を行ったとしても、その内容を確認し、上記1及び2の業務に関わるもの以外は、従来の担当部局が対応する。

(2) 部局横断的な連携について

地域外交室は、上記1及び2の業務を遂行するに当たり関係部局等への情報提供依頼や各種調整を行うこととなるため、関係部局には協力・対応をお願いしたい。

また、令和6年度以降の施策に関する組織・定数、予算、行政計画等の検討のため、総務部、企画部等は地域外交室との各種調整に協力・対応をお願いしたい。

上記対応のため、関係部局の担当者への兼務発令等についても、状況によっては検討が必要になると考えており、その際には関係部局と調整させていただきたい。

(3) 今後のスケジュールについて

知事から基本方針の策定は年内に行うとの指示があることから、関係部局においては協力・対応をお願いしたい。

意見交換事項等

所管部局：総務部

件名	令和4年度公共事業等施行状況（3月末）
内容	別紙参照

令和4年度公共事業等施行状況（3月末）

R4公共事業施行計画 下半期施行率目標：92.4%

- 令和4年度公共事業等施行計画の施行状況（3月末）
施行率 87.6%（契約額 1,284億円） 対前年同月 Δ1.1ポイント
- 下半期目標（3月までの累計）に対する達成状況
目標 92.4% → 実績 87.6% 対目標 Δ4.8ポイント
- 目標を下回ったものの、高い施行率を達成

《目標未達成事業の主な要因と対応策》

11月補正において「防災・減災、国土強靱化の推進」など国の補正予算関連事業を計上し、公共事業の予算現額が90億円程度増額（ハード交付金29億円含む）となったため

＜参考＞
国の経済対策分を除いた
場合の施行率
R4年度（R5.3月） 91.2%
R3年度（R4.3月） 91.1%

農林水産部 Δ28.2億円（Δ8.7ポイント）

水利施設整備事業（挾間（はざま）地区等）（2.7億円）

（権利関係の整理や、同意取得作業に時間を要したため、繰越し執行する。）

病院事業局 Δ3.8億円（Δ30.3ポイント）

災害拠点病院施設整備事業（3.0億円）

（当初想定より施設規模が縮小したこと、及び入札残による不用）

＜参考＞全国と沖縄県の比較（総務省 公共状況等の施行状況調）

	全国平均	沖縄県（順位）
令和4年度12月	68.1% -2.4pt	77.1%(7) -2.9pt
令和4年度 9月	63.1% +0.1pt	71.4%(6) -0.7pt
令和4年度 6月	45.6% -0.7pt	51.4%(10) -0.3pt
令和3年度 3月	80.4%	88.7%(5)
令和3年度12月	70.5%	80.0%(4)
令和3年度 9月	63.0%	72.1%(5)
令和3年度 6月	46.3%	51.7%(9)

※ptは前年同月比

・ 未契約で繰り越す箇所については、早期に発注準備を進め、令和5年度第1／四半期中での発注を行う。

令和4年度 公共事業等施行状況（3月末時点）

単位：百万円

部局	予算現額 (対象事業費)	3月末 目標		3月末 実績		
		金額 α (累計)	施行率 A	金額 β (累計)	施行率 B	(前年同月)
知事公室	0	0	-	0	-	-
総務部	2,374	2,315	97.5%	1,934	81.4%	(85.5%)
企画部	3,289	3,289	100.0%	3,272	99.5%	(97.5%)
環境部	340	332	97.4%	304	89.4%	(73.3%)
子ども生活福祉部	1,001	1,001	100.0%	795	79.4%	(96.7%)
保健医療部	3,927	3,927	100.0%	3,754	95.6%	(99.2%)
農林水産部	32,558	29,986	92.1%	27,162	83.4%	(83.1%)
商工労働部	453	353	77.9%	407	89.7%	(98.6%)
文化観光スポーツ部	388	388	100.0%	379	97.8%	(97.4%)
土木建築部	75,455	67,910	90.0%	66,524	88.2%	(88.3%)
教育委員会	8,346	7,937	95.1%	6,888	82.5%	(95.0%)
公安委員会	1,718	1,718	100.0%	1,688	98.2%	(90.2%)
企業局	15,481	15,063	97.3%	14,612	94.4%	(94.4%)
病院事業局	1,249	1,097	87.9%	720	57.6%	(67.0%)
計	146,580	135,316	92.4%	128,437	87.6%	(88.7%)

目標と実績との差	
$\beta - \alpha$	B-A
0	0.0 ポイント
△ 381	△ 16.1 ポイント
△ 17	△ 0.5 ポイント
△ 27	△ 8.0 ポイント
△ 206	△ 20.6 ポイント
△ 173	△ 4.4 ポイント
△ 2,824	△ 8.7 ポイント
54	+ 11.8 ポイント
△ 8	△ 2.2 ポイント
△ 1,386	△ 1.8 ポイント
△ 1,049	△ 12.6 ポイント
△ 30	△ 1.8 ポイント
△ 451	△ 2.9 ポイント
△ 378	△ 30.3 ポイント
△ 6,879	△ 4.8 ポイント

対前年同月 △1.1ポイント

令和4年度 公共事業等施行状況（3月末時点） ※国の補正予算除く（農林、土木、教育、公安）

単位：百万円

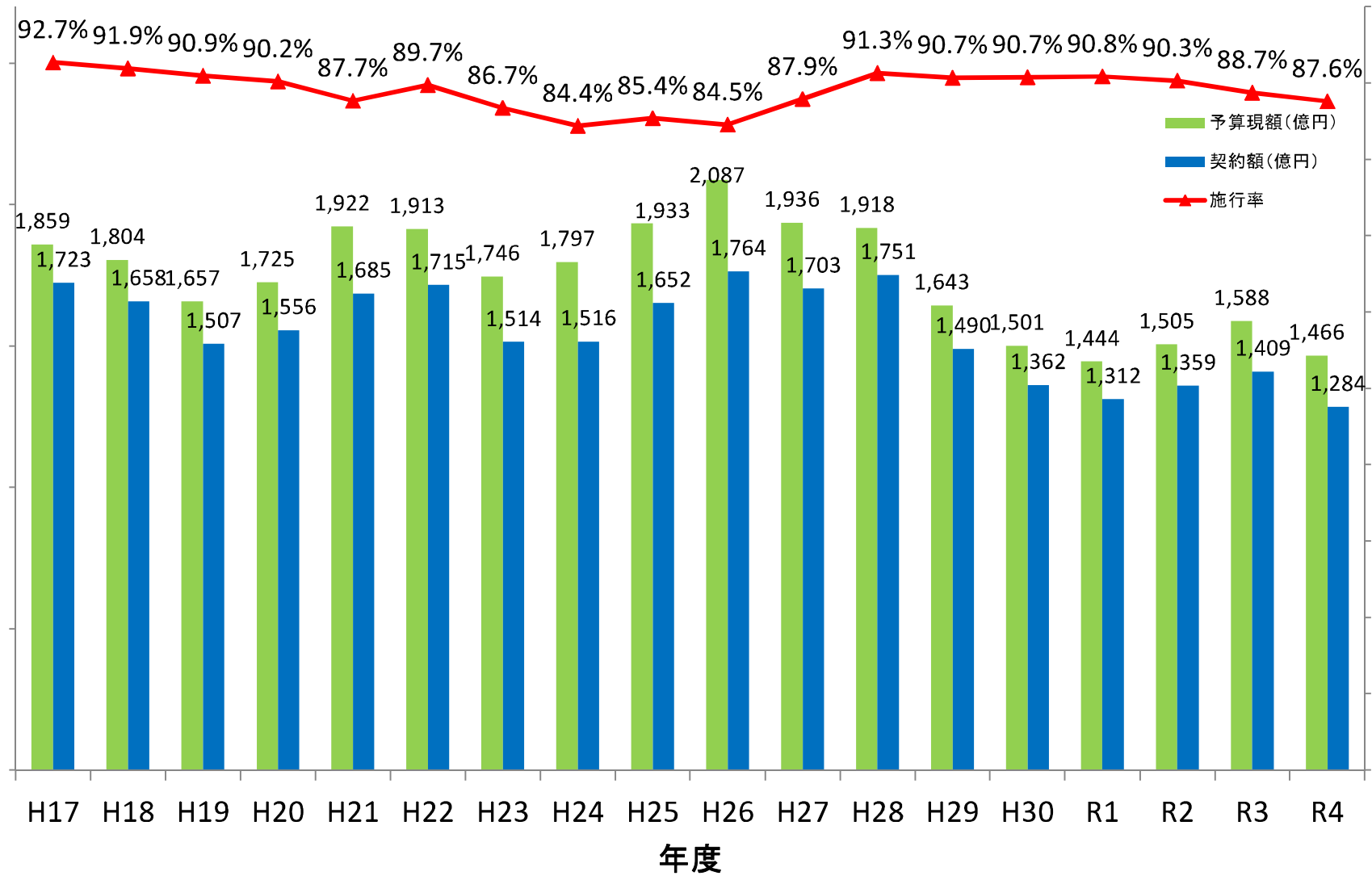
参考

部局	予算現額 (対象事業費)	3月末 目標		3月末 実績		
		金額 α (累計)	施行率 A	金額 β (累計)	施行率 B	(前年同月)
知事公室	0	0	-	0	-	-
総務部	2,374	2,315	97.5%	1,934	81.4%	(85.5%)
企画部	3,289	3,289	100.0%	3,272	99.5%	(97.5%)
環境部	340	332	97.4%	304	89.4%	(73.3%)
子ども生活福祉部	1,001	1,001	100.0%	795	79.4%	(96.7%)
保健医療部	3,927	3,927	100.0%	3,754	95.6%	(99.2%)
農林水産部	29,276	26,963	92.1%	26,762	91.4%	(90.2%)
商工労働部	453	353	77.9%	407	89.7%	(98.6%)
文化観光スポーツ部	388	388	100.0%	379	97.8%	(97.4%)
土木建築部	68,628	61,765	90.0%	62,219	90.7%	(89.9%)
教育委員会	7,516	7,148	95.1%	6,888	91.6%	(95.0%)
公安委員会	1,691	1,691	100.0%	1,687	99.8%	(90.2%)
企業局	15,481	15,063	97.3%	14,612	94.4%	(94.4%)
病院事業局	1,249	1,097	87.9%	720	57.6%	(67.0%)
計	135,612	125,331	92.4%	123,732	91.2%	(91.1%)

目標と実績との差	
$\beta - \alpha$	B-A
0	0.0 ポイント
△ 381	△ 16.1 ポイント
△ 17	△ 0.5 ポイント
△ 27	△ 8.0 ポイント
△ 206	△ 20.6 ポイント
△ 173	△ 4.4 ポイント
△ 202	△ 0.7 ポイント
54	+ 11.8 ポイント
△ 8	△ 2.2 ポイント
454	+ 0.7 ポイント
△ 260	△ 3.5 ポイント
△ 3	△ 0.2 ポイント
△ 451	△ 2.9 ポイント
△ 378	△ 30.3 ポイント
△ 1,599	△ 1.2 ポイント

対前年同月 +0.1ポイント

公共事業等施行状況(平成17年度以降)



意見交換事項等

所管部局：総務部

件名	内部統制に係る取組の徹底等について				
内容	<p>≪内部統制上の事案への対応等について（行政管理課）≫</p> <p>1 内部統制上の不備事案について</p> <p>宮古土木事務所の所管する委託業務について、繰越予算に係る県議会議決前に契約手続を行う内部統制上の不備が発現した。</p> <p>2 対応</p> <p>昨年度、管理者特別研修、班長級研修等の内部統制の取組を進めてきたにも関わらず、今回の事案が発生した。</p> <p>そのため、4月21日（金）に内部統制本部幹事会を開催し、本庁から出先機関まで県全体での事案の情報共有等を行い、「報告・連絡・相談」の徹底等、不備事案を発生させない体制を構築する。</p> <p>また、今回の事案を受けて、出先機関における内部統制研修を実施する。</p> <p><参考 令和4年度内部統制取組></p> <table border="1" data-bbox="331 1464 1398 1912"><tr><td data-bbox="331 1464 421 1733">会議</td><td data-bbox="421 1464 1398 1733">1 内部統制推進本部（7月） 2 主管課長会議（6月） 3 内部統制推進本部幹事会 （9月 議決に付すべき物品購入の議決を欠いた事案の共有等） （11月 モノレール建設事業資金貸付金債権一部放棄事案の共有）</td></tr><tr><td data-bbox="331 1733 421 1912">研修</td><td data-bbox="421 1733 1398 1912">1 内部統制研修（8月～11月、動画研修） 2,277名受講 2 内部統制研修（11月 班長級対象） 245名受講 3 管理者特別研修（R5.1月 課長級以上対象） 315名受講</td></tr></table>	会議	1 内部統制推進本部（7月） 2 主管課長会議（6月） 3 内部統制推進本部幹事会 （9月 議決に付すべき物品購入の議決を欠いた事案の共有等） （11月 モノレール建設事業資金貸付金債権一部放棄事案の共有）	研修	1 内部統制研修（8月～11月、動画研修） 2,277名受講 2 内部統制研修（11月 班長級対象） 245名受講 3 管理者特別研修（R5.1月 課長級以上対象） 315名受講
会議	1 内部統制推進本部（7月） 2 主管課長会議（6月） 3 内部統制推進本部幹事会 （9月 議決に付すべき物品購入の議決を欠いた事案の共有等） （11月 モノレール建設事業資金貸付金債権一部放棄事案の共有）				
研修	1 内部統制研修（8月～11月、動画研修） 2,277名受講 2 内部統制研修（11月 班長級対象） 245名受講 3 管理者特別研修（R5.1月 課長級以上対象） 315名受講				

《適正な予算執行について（財政課）》

1 経緯等

○ 予算の執行については、法令等に基づく適正な予算の執行に万全を期すよう求めているところであるが、令和3年度定期監査等の結果、予算事務、支出事務、契約事務の初歩的なミスをはじめ、依然として法令や財務規則等に基づかない事務処理等が繰り返し指摘されている状況にある。

このため、再発防止に向けた各部局の主体的な取組を促すことを目的に、令和4年度の事務処理について年度内に点検・自己検査を実施するよう依頼した。

2 点検・自己検査の結果概要

① 押印漏れ、必要書類作成漏れ、合議漏れなど軽微なミスや不備については同点検作業内で是正した。

② 今回の点検作業において、重大な事務処理の不備は確認されなかった。（その後土木建築部において議会議決前契約に係る不適正処理があり、関連事案として報告があった。）

③ 支出負担行為の遅れ、契約書内容の不備など、事後では是正できないミスや不備も確認されたが、再発を防ぐ観点から事務処理要領の周知や注意喚起を行った。

3 再発防止に向けた取組について

○ 点検・自己検査の結果等を踏まえ、引き続き事務処理の適正執行を図るとともに、マニュアルやチェック体制の整備など、今後の再発防止に向けて各部局主体的かつ積極的に取り組んでいただきたい。

意見交換事項等

所管部局：土木建築部

件名	委託業務の契約手続き（繰越手続き）の不備について														
内容	<p>【経緯・現状】 本事案は、繰越に係る予算案を令和5年2月議会へ提出している「マクラム通り線（下里工区）土質調査業務委託（R4）」において、議決を得るまでは予算執行伺いから入札執行前の手続きまでにとどめるべきところ、錯誤により、繰越予算が成立した令和5年3月9日以前に以下の通り予算執行手続きを行ったものである。</p> <p>地方自治法第232条の3に抵触する予算執行となっており、適正な予算執行を図るには、改めて入札を行い、適正な手続きを経て受注者を決定する必要があることから、受注者と協議のうえ、本契約を解除した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 予算執行伺い</td> <td style="padding-left: 20px;">令和5年2月15日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 入札</td> <td style="padding-left: 20px;">令和5年2月24日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 落札</td> <td style="padding-left: 20px;">令和5年2月27日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 支出負担行為</td> <td style="padding-left: 20px;">令和5年3月1日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 契約締結</td> <td style="padding-left: 20px;">令和5年3月1日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 繰越予算議決</td> <td style="padding-left: 20px;">令和5年3月9日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 契約解除</td> <td style="padding-left: 20px;">令和5年3月23日</td> </tr> </table> <p>【原因・分析】 担当者は、設計額が確定した段階（令和5年2月10日）において、当該業務が議会の繰越承認議決後の入札事案であることを認識していたが、予算執行伺いを起案する段階（令和5年2月15日）において、議会議決後に入札・契約する日程とすべきところを失念し、誤った日程の設定を行い入札手続きを進めたことが主な要因である。</p> <p>また、決裁ライン（総務用地班長、所長）においても、議会の議決を要する繰越予算の執行であることのチェックが不十分であった。</p> <p>【今後の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宮古土木事務所では、これまで独自に運用してきたチェックリストに、今回の再発防止を行うための項目を追加し、チェックリストの変更を行った。 今後は、同リストに基づき、担当者が予算執行伺い時に入念なチェックを行うとともに、班長、所長等の決裁ラインにあっても同様のチェックを行い、再発防止に向けたチェック体制を強化徹底する。 ○ 土木建築部としては、再発防止に向け、4月10日付け「法令遵守等の徹底について」とする部内通知を行っており、部内におけるチェック体制の強化徹底を進めていく。 	・ 予算執行伺い	令和5年2月15日	・ 入札	令和5年2月24日	・ 落札	令和5年2月27日	・ 支出負担行為	令和5年3月1日	・ 契約締結	令和5年3月1日	・ 繰越予算議決	令和5年3月9日	・ 契約解除	令和5年3月23日
・ 予算執行伺い	令和5年2月15日														
・ 入札	令和5年2月24日														
・ 落札	令和5年2月27日														
・ 支出負担行為	令和5年3月1日														
・ 契約締結	令和5年3月1日														
・ 繰越予算議決	令和5年3月9日														
・ 契約解除	令和5年3月23日														

「マクラム通り線（下里工区）土質調査業務委託（R4）」の契約解除について

令和5年3月1日に締結した「マクラム通り線（下里工区）土質調査業務委託（R4）」については、本来、繰越予算にかかる県議会の議決後に契約締結すべきところ、県の錯誤により繰越予算成立前に契約締結したため、地方自治法第232条の3に抵触することが判明しました。

そのため、受注者と協議の上、3月23日に契約解除しました。なお、当該業務委託については、近日中に再発注する予定です。

※契約解除に係る詳細については、別紙のとおり。

【問い合わせ先】

沖縄県宮古土木事務所 総務用地班

別紙

宮古土木事務所が発注し、令和5年3月1日に契約締結した「マクラム通り線（下里工区）土質調査業務委託（R4）」において、当事務所の予算執行手続きの誤りにより地方自治法第232条の3に抵触する契約であることが判明しました。

そのため、受注者と協議し、合意を得たので、3月23日に契約を解除しました。今回の契約解除は、当事務所の誤りによるものであり、相手方の企業には落ち度がないため、企業名は公表いたしませんので、ご理解をお願いします。

1 概要

当該業務委託については、年度をまたぐ履行期間を定めた契約となっていることから、本来であれば、地方自治法第232条の3に基づき、繰越予算に係る県議会の議決を得てから契約締結すべきものですが、県の錯誤により繰越予算成立前に契約を締結したため、同法に抵触した契約を行っていたものです。

2 経緯

- 2月27日 落札決定（電子入札システム）
開札情報公表（入札情報システム）
- 3月 1日 契約締結
- 3月 1日 繰越予算の議決前の契約締結判明
- 3月23日 協議及び契約解除

3 再発防止

今回発生した誤りを教訓として、同様な問題が発生しないよう、より一層のチェック体制の強化・徹底を図るなど、再発防止に努めて参ります。



会計管理者
儀間 博

振興課長などを経験してきた。会計管理者の職務について市長の支命命令に対して審査権を与えられておのり、会計事務の執行機関として独立性を持ち職とした上

取り組むべきと抱負を述べた。会計課の職員に対しては「公金の管理は神経を使う」ことを強調しながら職員同士のコミュニケーションを深

儀間 博 (ぎま・1964(昭和39)年大卒。89年旧伊良部町総合支所総務課、総務部長、同総務課長補佐などに国民健康保険課長。趣味はウォーキング、パ

実施
スタート

鳥島市では、通常7月実施してきた個別医療のがん検診と婦人が

あのはがきで対応するとしており、市健康増進課では「受診券が届く前でも受診する」ことができるよう

の集団検診(健診)については7月と10月の2回実施を予定し、7月の日程は30日に保健センターで行

日、繰越予算の議決前に契約を締結したことが判明。このため、業者と協議し合

【男子の部】優勝 島袋 02 08 15 17 FREE 24 29 33 38 6,426,200円

土質調査業務の契約解除
宮古土木事務所、再発注へ

県宮古土木事務所が発注したマクラム通り線(下里工区)の土質調査業務委託

結したものの、同事務所は今回の誤りを教訓として、同様な問題が発生しないよう

【女子の部】優勝 平良 02 08 15 17 FREE 24 29 33 38 2,100円

市Gゴルフ
定例会結果

【女子の部】優勝 平良 02 08 15 17 FREE 24 29 33 38 2,100円

は、検診医療機関に備えて

越予算成立前に、契約を締

また、市民に向けては「市民の皆さんが納めた税金は市の行政運営を支える貴重な

感謝の気持ち、緊張感、先輩方への敬意を忘れずに、退職までの残り期間を頑張ってください」との思いを語った。

【女子の部】優勝 平良 02 08 15 17 FREE 24 29 33 38 2,100円

第6182回ナンバース (5日)

ナンバーズ3 (ストレート)	ナンバーズ4 (ストレート)
抽せん数字 644	抽せん数字 7211
当せん金額 96,800円	当せん金額 805,500円

抽せん数字

02	08	15
17	FREE	24
29	33	38

1等 3口 6,426,200円
2等 53口 295,100円
3等 195口 36,100円
4等 758口 15,000円
5等 4,924口 2,100円
6等 27,707口 500円
7等 227,925口 200円

注意「当選番号を事前に教える」と持ち掛ける詐欺が全国で多発しています。当選番号は掲載前日に発表されていますので詐欺に遭わないよう注意してください。

◆小中学生が記者会! 小倉担当相に「子ども家庭庁で4日者」として小倉将信会見が行われた。小倉の同庁会見室やオン金の在り方や少子高

土 総 第 2 8 号
令和 5 年 4 月 10 日

土木建築部 各課・所長 殿

土木建築部長
(公印省略)

法令遵守等の徹底について (周知)

みだしのことについて、今般、出先事務所において、下記のとおり内部統制に係る不備が生じたので、共有します。

今回の事案は、地方自治法の理解不足や報告・連絡・相談等不足、チェック体制の不十分等、不備事項が幾重にも重なって生じたものと考えております。

各所属においては、リスクの未然防止に努めているところと考えますが、このような事案が二度と生じないよう、所管事務に係る契約が議会の議決事項とどのように関わっているのか等日頃から意識するとともに、予算執行事務手続きに係る決裁・合議にあっては、起案者・承認者・決裁者のそれぞれが十分確認を行う等、改めて法令遵守等を徹底し、内部統制の推進を図ってください。

記

- 1 発生所属：宮古土木事務所
- 2 発生事案：委託業務の契約手続き（繰越手続き）の不備について
- 3 事案概要：令和 5 年 3 月 1 日に契約締結した「マクラム通り線（下里工区）土質調査委託業務」において、繰越予算に係る県議会の議決を経てから契約締結すべきものを錯誤により、繰越予算成立前に契約締結したため地方自治法第 232 条の 3 に抵触することから、令和 5 年 3 月 23 日付けで契約解除を行った。
なお、近日中に委託業務を再発注予定。

※ 内部統制報告様式「リスク発現の概要（様式 1 - 2）」については、発生所属にて作成中のため、後日送付いたします。

問い合わせ先 土木建築部土木総務課 総務班 担当者：新里 (3428) ・内間 (3454)
--

意見交換事項等

所管部局：企画部

<p>件名</p>	<p>新型コロナ対応地方創生臨時交付金の追加配分について</p>																		
<p>内容</p>	<p>【経緯・現状】</p> <p>① 令和5年3月22日に、政府の物価・賃金・生活総合対策本部において、物価高克服に向けた追加対策として新型コロナ臨時交付金を追加配分することが示された。</p> <p>② これを受け、3月29日、照屋副知事が上京し、内閣府に要請活動を実施。照屋副知事から、地理的要因などの特殊事情により物価高騰の影響を受けやすい沖縄県へ、臨時交付金の配分について特段の配慮を求めた。</p> <p>③ これに対し、内閣府地方創生推進事務局長より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 沖縄の要請について、要望に沿えるようにしたい。 ● 臨時交付金事業の効果検証が制度上義務化されたので、適切に対応願いたい。 <p>旨の回答があった。</p> <p>④ 沖縄県への配分額について</p> <p>(1) 都道府県3,850億円、市町村3,150億円、合計7,000億円を配分。</p> <p>(2) 都道府県配分額3,850億円のうち、<u>沖縄県の配分額は71.4億円</u>。また、市町村配分額3,150億円のうち、<u>県内市町村の配分額合計は50.6億円</u>。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>配分額</th> <th>全体に占めるシェア</th> <th>全国順位</th> <th colspan="2">(前回のシェア及び順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 沖縄県</td> <td>71.4億円</td> <td><u>1.9%</u></td> <td><u>18位</u></td> <td>(1.6%</td> <td>23位)</td> </tr> <tr> <td>・ 県内市町村</td> <td>50.6億円</td> <td><u>1.6%</u></td> <td><u>22位</u></td> <td>(1.5%</td> <td>23位)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各部局への依頼事項】</p> <p>① 物価高騰の影響を受ける生活者や事業者への支援等のために、今般措置された臨時交付金の早期執行にご尽力願いたい。</p> <p>② 過年度の臨時交付金事業について、会計検査に耐えうるよう、適切な効果検証に努められたい。</p>		配分額	全体に占めるシェア	全国順位	(前回のシェア及び順位)		・ 沖縄県	71.4億円	<u>1.9%</u>	<u>18位</u>	(1.6%	23位)	・ 県内市町村	50.6億円	<u>1.6%</u>	<u>22位</u>	(1.5%	23位)
	配分額	全体に占めるシェア	全国順位	(前回のシェア及び順位)															
・ 沖縄県	71.4億円	<u>1.9%</u>	<u>18位</u>	(1.6%	23位)														
・ 県内市町村	50.6億円	<u>1.6%</u>	<u>22位</u>	(1.5%	23位)														

意見交換事項等

所管部局：商工労働部

件名	電気料金の値上げへの対応等について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ol style="list-style-type: none">1 沖縄電力は、令和4年11月28日、令和5年4月1日からの電気料金の値上げを申請。 (一般家庭のモデルケース：39.3%)2 燃料価格の下落を受け、経済産業省は電力各社に対し、同価格を反映させた値上げ幅の再算定を指示。3 沖縄電力は再算定の結果、申請中の値上げ幅を圧縮(△2.6%)。 (39.3% → 36.7%)4 4月11日、経済産業省は同値上げ幅を審査する有識者の専門会合を開催し、値上げ幅を圧縮した燃料費の妥当性や経営効率化の取り組みを協議。5 経済産業省は、値上げ幅圧縮に向けた効率化についての審査を厳格化したうえで、さらなる徹底を求めており、今後の審査で改めて対応が求められる可能性。6 報道等によると、5月からの値上げは先送りされる見通しで、規制料金の値上げは6月以降となる公算。7 専門会合の協議が終わった後に予定されている経済産業省と消費者庁の調整は難航も予想されており、消費者庁の対応次第では、値上げ実施がさらに先送りされる可能性。 <p>【対応・今後の方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 県としては、国の審査状況を注視するとともに、値上げ開始月及び額が確定次第、補助を実施できるよう関係機関と調整を進める。2 県では、速やかに補助を開始するための事前準備として、低圧・高圧受電契約者に対する値引きを行う小売電気事業者等の公募受付を令和5年4月から開始している。 <p>【参考】</p> <ol style="list-style-type: none">1 国による「激変緩和措置」の対象となっていない特別高圧受電契約者に対する県独自の補助については、契約者による申請に必要な実績額の把握ができる時期を踏まえ、令和5年1月から3月分を対象とした公募を令和5年4月から開始予定。